

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市立学校施設開放事業に係る利用登録承認・学校施設使用許可	
根拠条例等・条項	堺市立学校の施設開放に関する規則 堺市立学校の施設開放に関する要綱	
所 管 課	地域教育支援 部 地域教育振興 課	
審 査 基 準	堺市立学校の施設開放に関する規則 （利用の対象） 第 5 条 開放事業を利用することができるものは、教育長が定める人数以上の構成員を有し、かつ、教育長が定める年齢以上の代表者を有する団体で、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) スポーツ活動その他の生涯学習を主たる目的とする団体で、その構成員の過半数が開放学校に係る通学区域内に住所を有するもの (2) 地域における社会教育活動に対して本市が援助を行っている団体 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育長が適当であると認める団体 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、開放事業を利用することができない。 (1) 専ら営利を目的として開放事業を利用しようとする団体 (2) 政治的活動又は宗教的活動のために開放事業を利用しようとする団体 (3) その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると教育長が認める団体 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、開放学校の管理上支障があると教育長が認める団体 （利用の登録等） 第 6 条 4 教育長は、登録をしたときは、登録承認書を運営委員会を通じて申請者に交付する。 7 教育長は、開放施設の使用を許可したときは、使用許可書を運営委員会を通じて申請者に交付する。 堺市立学校の施設開放に関する要綱 （利用団体） 第 6 条 規則第 5 条第 1 項の教育長が定める人数は、1 0 人とする。 2 規則第 5 条第 1 項の教育長が定める年齢以上の代表者は、成年に達した代表者とする。	
標準処理期間	標準処理期間	未設定
	標準処理期間を設定できない理由	原則として、申請を受付後、直ちに処理している。